

# 令和8年（2026）議会改革行動計画書

令和8年5月15日

川俣町議会は、令和4年12月議会定例会において、「議会改革の取組に関する決議」を決定した。

本計画書は、川俣町議会が、町民の期待に応え、議会改革を住民の目に見えるカタチで表し、議会として、住民福祉の向上を追求し、実現させていくため、策定したものである。

計画書に記載された取組事項は、毎年、目標を定め、達成度と進捗を確認のうえ進行管理し、住民に公表することとする。

【計画の構成】 ※4分類 10項目 18の取組

分類	項目	No.	取組	P
1 議会・議員の 役割・あり方	(1) 議会改革の継続的取組	1	議会改革の「見える化」	3, 17, 18
		2	行動計画書の策定と進行管理	3
	(2) 議員研修と資質向上	3	調査活動・議員研修の成果・効果の反映	4, 16
		4	委員会等活動による町民福祉の向上	5, 7, 16, 17, 18
		5	議員経験・知識増への環境整備	6, 16
		6	議員研修の充実・資質向上機会の拡大	6
	(3) 議会の政策提言	7	委員会活動の「見える化」	8, 18
		8	委員会運営の最適化	8, 18

分類	項目	No.	取組	P
2 議会への住民参加	(1) 議会モニター等議会への住民参加	9	議会モニター制度の創設と運用	9
		10	議会への住民参加の推進	9, 17, 18
3 議会の機能強化、議会運営の適正化	(1) 一般質問、質疑等の発言 (2) 規則、申し合わせ事項の確認と厳守 (3) 議選監査委員制度の運用 (4) 議会DXと議会ICTの推進	11	本会議中の発言の最適化	10
		12	議会運営の最適化	11
		13	議選監査委員制度の円滑な運用	12
		14	議会DXの推進	13
		15	ICTの導入による議会運営のDX化	14
		16	SNS等の活用と情報公開	15
		17	議会DX化予算の確保と効果検証	15
4 議員報酬、議員待遇	(1) 議員報酬の改定 (2) 議員定数の堅持	18	議員の処遇改善となり手の確保	17
		-	-	-

## 1 議会・議員の役割・あり方

### (1) 議会改革の継続的取組

町民の期待に応え、議会改革を住民の目に見えるかたちで表し、議会として、住民福祉の向上を追求し、実現させていかなければならない。議会改革を不断の取組として位置づけ、確実なものとするため、行動計画書等具現化のための仕組みについて、適宜検討のうえ、全員協議会で協議しながら進める。

#### 【改革の取組】

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
1	議会改革の「見える化」	◆住民に分かりやすく議会情報を伝える ★委員会活動等を公開する ◆議会だよりを充実させる ★SNSで活動を投稿する	・議会だより（No.191）から表紙及び紙面を刷新するとともに、カラーページを増やし読みたくなる紙面づくりに努めている。
2	行動計画書の策定と進行管理	◆行動計画書を策定し、運用開始する ◆行動計画書を策定する ◆行動計画書を公開する ◆行動計画書を進行管理する ◆行動計画書を更新する	・令和5年2月24日開催の全員協議会で本行動計画書を決定し、同日、議会ホームページで公開した。また、令和5年5月発行の議会だよりNo.185に掲載し、全戸配布している。

## (2) 議員研修と資質向上

- ① 各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査（先進地調査）を実施したときは、各委員が調査報告書を作成し、議長に提出する。（※委員長は、川俣町議会会議規則（以下、「規則」という。）第77条に基づく報告書を作成する。）

### 【改革の取組】

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
3	調査活動・議員研修の成果・効果の反映	◆調査内容、結果、成果を記録し公開する ★各議員の報告書等を提出し、町ホームページに公開する ◆調査報告会等の検討・実施	・令和7年においては、事務局により総務産業委員会は奈良県、厚生文教委員会は静岡県・山梨県へそれぞれ所管事務調査を実施。詳細等についてはホームページに掲載している。 また、都度、担当課を主に町職員に総務産業、厚生文教常任委員会が報告会を企画・実施している。

- ② 報告書は、議会で報告するにとどまらず、調査結果が町政並びに住民福祉の向上のため活かされるよう、報告会の開催や提言書の提出等、各委員会で検討する。

**【改革の取組】**

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
4	委員会等活動による町民福祉の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆行政課題、町政進展上の課題を把握する</li> <li>◆議会モニターと意見交換する</li> <li>◆調査活動の成果、効果を追求する（政策サイクルの検討等）</li> <li>・意見書、政策提言書の送付</li> <li>・行政活動の適切な監視、批判（※政策の提案、または是正）</li> </ul>	<p>・議会モニター制度の導入に際し、まずは町民との懇談会の開催を進めることとし、令和6年度に川俣町女性団体連絡協議会、川俣町商工会、令和7年度に川俣町自治会連絡協議会と懇談会を開催した。自治会連絡協議会との懇談会では、「議会だより」の一般質問の掲載内容をもっと充実させて欲しいとの要望があったことから、早速、広報編集常任委員会で検討した。その結果、質問者が1ページを使用し質問のやり取りを掲載することとした（令和8年5月号から）。</p>

- ③ 常任委員会及び議会運営委員会については、議員の経験と知識を高める絶好の機会である。現在は議員の任期と同じ4年の任期となっているが、任期の途中であっても所属委員の交代が認められるよう2年に改める。その他の役職等についても、議員が、幅広く経験と知識が得られるよう配慮する。

**【改革の取組】**

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
5	議員経験・知識増への環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆委員会条例の改正</li> <li>◆委員の選任（改選）方法の検討</li> <li>◆議長選挙の所信表明会の検討（※葉山町議会調査資料を参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月16日開催の議会定例会に委員会条例の一部を改正する条例を提出し、委員の任期を2年に改正したところ。</li> <li>令和7年12月定例会において常任委員会委員の選任を行った（改選者2名）。</li> </ul>
6	議員研修の充実・資質向上機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新人議員向け研修会の検討・実施</li> <li>・合同調査会、全員協議会研修会等、独自・自主的な研修機会の拡大</li> <li>・議長会主催の研修会等の報告書作成、公開</li> <li>◆町当局と連携した研修会、勉強会、報告会等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長会主催の新人議員研修会に参加している。</li> <li>・総務産業常任委員会及び、厚生文教常任委員会が行った所管事務調査の報告会を、都度、町職員に対し行っている。</li> </ul>

### (3) 議会の政策提言

- ① 政策系2つの常任委員会においては、所管事務について、町政進展上の課題となっている事象の把握に努め、調査し、協議、検討のうえ、一定の結論が導かれたときは、町長に対し政策として提言できるような運営（政策サイクル等恒常的な取組）に努める。

#### 【改革の取組】

No.	取 組	行 動 目 標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年までの目標	実績と評価
4	委員会等活動による町民福祉の向上	※再掲	

- ② また、政策系2つの常任委員会の運営において、議会本来の役割である「批判と監視」「意思決定」を重視し、2で提案する「議会モニター」の活用に努める。

【改革の取組】

No.	取組	行 動 目 標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
7	委員会活動の「見える化」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会活動の情報公開を進める</li> <li>・委員会会議録を公開する</li> <li>★SNSで活動を投稿する ※再掲</li> <li>★委員会の映像中継について検討する</li> <li>・議会モニターと意見交換する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会モニターを置く前に、商工会等の各団体との懇談会を実施中。</li> </ul>
8	委員会運営の最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課長等の説明事項、調査事項等について、全員協議会で情報共有する</li> <li>◆行政課題、町政進展上の課題を把握する ※再掲</li> <li>・調査活動の成果、効果を追求する（政策サイクルの検討等） ※再掲</li> <li>・行政活動の適切な監視、批判（※政策の提案、または是正） ※再掲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種議員研修会において行政課題の把握に努めている。</li> </ul>

## 2 議会への住民参加

### (1) 議会モニター等議会への住民参加

議員のなり手不足の課題、議会への理解促進、地方自治制度の持続的発展のため、「議会モニター制度」は有効であると考えられるので、議会運営委員会において、制度の検討、創設を図る。

#### 【改革の取組】

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
9	議会モニター制度の創設と運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニター制度を創設し、運用する</li> <li>・ 議会モニターを選任する</li> <li>・ 議会モニターから意見・感想をもらう</li> <li>・ 議会モニターと意見交換する ※再掲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニターを置く前に、商工会等の各団体との懇談会を実施中。</li> </ul>
10	議会への住民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会への住民参加の取組を検討する</li> <li>・ 定例会への傍聴者を増やす取組</li> <li>・ 日曜や夜間の議会開催</li> <li>・ 議会への意見、要望等を受けの方策の検討</li> <li>◆町内各種団体等との懇談会の開催</li> <li>★町内各種団体等との懇談会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民懇談会は、令和6年度は川俣町女性団体連絡協議会、川俣町商工会、令和7年度は川俣町自治会連絡協議会の3団体と行い、議会の仕組みや議会活動への理解醸成を図っている。</li> </ul>

### 3 議会の機能強化、議会運営の適正化

#### (1) 一般質問、質疑等の発言

議員は、会議中、一般質問や質疑を行う目的と効果をよく見定めて発言するとともに、単なる事務的な見解を質すもの、説明を求めるだけの内容に終始するなど、改善の余地があると判断されるときは、議会運営委員会において、適宜検討のうえ、議員申し合わせを行う。

#### 【改革の取組】

No.	取 組	行 動 目 標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
11	本会議中の発言の最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議中の発言・発信力の向上</li> <li>★一般質問等、会議中の発言に反省すべき点があれば協議し、申し合わせを行う</li> <li>★町民にわかりやすく、ためになる発言になっているかどうか確認する</li> <li>★一般質問の効果・成果について検証する</li> <li>・議会モニターから意見・感想をもらう</li> <li>※再掲</li> <li>・議会モニターと意見交換する</li> <li>※再掲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会モニターを置く前に、商工会等の各団体との懇談会を実施中。</li> </ul>

**(2) 規則、申し合わせ事項の確認と厳守**

規則のほか、川俣町議会運営に関する基準等のうち、運営に支障が生じると判断される規定から順次、議会運営委員会において検討のうえ速やかに改正する。また、その他の事項については、議会運営委員会で議員申し合わせを提案のうえ、全議員で共有し、運用の徹底を図る。

**【改革の取組】**

No.	取組	行 動 目 標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
12	議会運営の最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準、規則等を確認し最適化を図る</li> <li>・ 法令等の改正にあわせ、速やかに改正する</li> <li>◆議長選挙の所信表明会の検討（※葉山町議会調査資料を参照）</li> <li>◆議会例規集を配布し、初当選議員には講習会を開催する（データ配布）</li> <li>・ 議会例規集については講習会・勉強会を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年11月に初当選議員への講習会を行い、併せて議会例規集を配布した。</li> </ul>

### (3) 議選監査委員制度の運用

議会から選出される監査委員については、現行の制度を運用しながら、予算決算常任委員会の審査が円滑に、議論の余地なく運営されるよう、配慮した決算審議のあり方について、議会運営委員会において継続協議する。

#### 【改革の取組】

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
13	議選監査委員制度の円滑な運用	・ 議選監査委員の役割と決算審査の最適化 ★ 議選監査委員の役割、決算審査について、議員申し合わせを行う ★ 議選監査委員の役割、発言等に支障がないか確認し必要があれば協議する ・ 監査委員の経験者を増やす	

#### (4) 議会DXと議会ICTの推進

- ①議会DX、ICT推進について、議会運営委員会において、推進組織、スケジュール等について調査、検討し、順次方針を示す。

##### 【改革の取組】

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
14	議会DXの推進	・議会DX計画（仮）の策定と公開 ・議会DXの目標とスケジュールの共有 ・講習会の開催 ・計画の進行管理と更新	

- ② 特にタブレット端末については、各種計画書や例規集等、膨大な資料を格納しデータベース化することができ、議会運営の効率化や、議員の資質向上に大きな成果が期待されるので、通信環境の整備と貸与、運用規定等の整備について検討する。

**【改革の取組】**

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
15	ICTの導入による議会運営のDX化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆タブレット端末の導入と運用</li> <li>◆タブレット端末運用のルール策定</li> <li>◆タブレット端末導入による成果、目標の明確化</li> <li>★タブレット端末を活用した「議会だより」原稿の作成作業</li> <li>・通知等連絡と情報共有の最適化</li> <li>・一般質問通告等、各種手続きの最適化</li> <li>・委員会審査、当局説明事項、共有事項の最適化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に導入したタブレット端末の本格運用を令和7年12月定例会より実施しているが、大幅なペーパーレスには至っていない。</li> <li>また、3月・9月議会においては当初予算書・決算書が膨大な量となるため、タブレットデータと紙との併用が当面の間続く見込み。</li> </ul>

③ そのほか、SNS等により効果的な情報公開、共有についても検討を進める。

**【改革の取組】**

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
16	SNS等の活用と情報公開	★SNSで活動を投稿する（※再掲） ・ SNS運用のルール策定 ・ SNS公開規定等の整備 ・ SNSツールの勉強会 ・ SNS運用の効果検証	

④ 町長においては、必要な予算の確保に特段の配慮をされたい。

**【改革の取組】**

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
17	議会DX化予算の確保と効果検証	・ DX化予算の獲得と効果検証 ・ 費用対効果の検証と最適化 ・ 計画の進行管理と更新 ※再掲	

(5) 政策系2つの常任委員会の機能強化 (※再掲のため決議文は割愛)

【改革の取組】

No.	取組	行動目標	実績と評価
		※◆は令和7年まで達成の目標 ※★は令和8年の目標	
3	調査活動・議員研修の成果・効果の反映	※再掲	
4	委員会等活動による町民福祉の向上	※再掲	
5	議員経験・知識増への環境整備	※再掲	

4 議員報酬、議員待遇

(1) 議員報酬の改定

第32次地方制度調査会答申において「議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある」と指摘されている。

全国町村議会議員報酬の平均が21.6万円であるのに対し、勤労者世帯の世帯主定期収入が33.0万円でありその差は11.4万円である。市議会議員の議員報酬平均は33.3万円である。全国的な課題となっているにもかかわらず、実際は、地域が自ら地方自治について考え、維持、発展させるために必要な議員報酬額がいくらであるのか、判断しなければならない。

議員各位は、自ら研鑽と住民意見の反映に努めるとともに、議会改革を住民の目に見えるかたちで表し、議会として、住民福祉の向上を追求し、実現させていかなければならない。そのうえで、将来にわたって持続可能な議員報酬について提案し、住民の理解のもと、上昇改定を目指すべきである。

町長は、議員の職責を深く理解するとともに、ともに地方自治の一翼を担うべき、将来も見据えた議会議員の適正な報酬額について検討し、早急に、報酬審議会に諮問されたい。

報酬審議会の委員の選任に当たっては、議会議員の活動についてよく知る町民等から選任されるとともに、議会が

ら直接説明できる機会を十分に設けられたい。

適正な報酬額の算定に当たっては、原価方式を参考にされるとともに、議会改革によって増大する活動量を適切に見込まれるよう意見する。

**【改革の取組】**

No.	取 組	行 動 目 標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
1	議会改革の「見える化」	※再掲	
4	委員会等活動による町民福祉の向上	※再掲	
6	議員研修の充実・資質向上機会の拡大	※再掲	
10	議会への住民参加の推進	※再掲	
18	議員の処遇改善となり 手の確保	◆議員報酬を上昇改定する ・報酬額が適切か検証する（報酬審議会、原 価方式による算出等） ・議員の処遇改善について検討する ・議会モニターから意見・感想をもらう ※ 再掲 ・議会モニターと意見交換する ※再掲	・令和5年7月から議員報酬を上昇改訂し ている。 —改定後— 議長 412,000 円 副議長 310,000 円 議員 278,000 円

## (2) 議員定数の堅持

現在の議員定数は12人であり、政策系の常任委員会1委員会あたりの人数は6人となっている。町村議会議長会報告書に、「討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも7、8人を定数基準としたい（予算決算等の常任委員会、広報広聴等の常任委員会等は除く）」とされる人数を既に下回っている人数であり、これ以上の削減は、議会力の低下であり議会制民主主義の弱体化である。

将来にわたって、議会の機能を維持、向上させていくためにも、これ以上の定数削減は断固として容認すべきではない。

議員定数12人を堅持すること。

### 【改革の取組】

No.	取組	行動目標 ※◆は令和7年までの達成目標 ※★は令和8年の目標	実績と評価
1	議会改革の「見える化」	※再掲	
4	委員会等活動による町民福祉の向上	※再掲	
7	委員会活動の「見える化」	※再掲	
8	委員会運営の最適化	※再掲	
10	議会への住民参加の推進	※再掲	